

せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託 事業者選定実施要領兼説明書

次のとおり、令和8年度契約の相手方となる事業者の候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

1. 業務の概要

(1) 契約予定件名

せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託（概算契約）

(2) 主旨（目的）

当該業務は、約25万人規模の来場者実績があるせたがやふるさと区民まつりを開催するうえで、来場者の安全確保はもちろんのこと、来苑者や地域住民、周辺事業者等への影響を最小限に抑えた運営を行うための音響・照明及び会場設営・撤去委託業務である。

(3) 業務内容（詳細は、別紙「仕様書（案）」参照）

- ① 業務体制図、作業工程表の作成及び提出（会場現場確認を含む）
- ② 各ステージ図面・看板作成、必要物品の調達
- ③ 会場設営及び撤去 ほか

(4) 契約期間

令和8年4月上旬から令和8年6月10日（水）まで

※なお、令和9年度、令和10年度は9月開催として同様の契約をする予定がある。

詳細は「2. 提案限度額及び次年度以降の契約予定について」参照。

(5) 区民まつり開催日程（予定）

令和8年6月6日（土）、6月7日（日）午前11時～午後9時

(6) 履行場所

J R A馬事公苑（世田谷区上用賀2-1-1）

けやき広場（世田谷区上用賀2-3・4の間）

東京農業大学「食と農」の博物館（世田谷区上用賀2-4-28）

(7) 設営・撤去予定期間

- ①設営：ア) 開催周知用パネル設置 令和8年5月26日（火）
 - イ) テント等設営 令和8年6月1日（月）から6月5日（金）まで
 - ウ) 音響照明 令和8年6月1日（月）から6月4日（木）まで
- ②撤去：令和8年6月8日（月）から6月10日（水）まで

(8) 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

2. 提案限度額及び次年度以降の契約予定について

83,205,000円（税込）

（令和9年度、令和10年度についても同額程度を予定している）

なお、業務委託契約は年度毎に行うものとし、選定された候補者との本業務に係る各年度の契約の締結は、各年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。）

※委託業務の根拠となる事業の内容等に変更があった場合、契約を締結しないことがある。

3. プロポーザル方式採用の理由

施設を借用する JRA馬事公苑については、馬術競技の施設であるため、苑内に常駐する馬への安全・防疫等に配慮した会場使用が必要であるとともに、当該業務終了後の馬術競技大会等への開催に支障が生じないよう、施設の破損については特に注意を要し、高い会場設備及び撤去技術が求められる。

さらに、都市公園としての役割も担う施設でもあることから、一般来苑者による施設利用と同時に業務を履行するため、安全や利便性に最大限の注意を払い、滞りなく区民まつりを開催するための会場設備計画の立案から設営、撤去までを委託するものである。

また、今後の区民まつりの開催時期について、令和8年度は施設借用の都合により6月開催となるが、その後についても、熱中症対策を考慮し開催時期が流動的に変更する可能性がある。

以上のことから、効果的な会場設備計画を立案する企画的な要素を委託内容に加えるため、事業者の資質や能力等を総合的に評価したうえで優れた事業者を受託者として選定する必要がある。

また、今回の委託業者に対し複数年をかけて業務を熟知させることで、更なる安全かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

4. 選定スケジュール

NO	作業内容	実施日
1	手続き開始の公告	令和7年12月22日（月）
2	実施要領兼説明書交付・参加表明書受付期間	令和7年12月22日（月）～ 令和8年1月7日（水）
3	招請通知発送	令和8年1月9日（金）
4	提案書提出にあたっての質問期間	令和8年1月12日（月）～ 令和8年1月16日（金）
5	質問回答発送	令和8年1月21日（水）
6	提案書提出期限	令和8年2月6日（金）まで

8	プレゼンテーション・ヒアリング、及び業者選定委員会の開催	令和8年2月25日（水）
9	選定結果の通知	令和8年2月26日（木）以降

5. 参加者の資格要件

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 東京電子自治体共同運営における営業種目「催事関係業務」に登録があり、「A」に等級格付されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法第21上第1項に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (7) 平成27年度以降、同一イベント内において、テント設営（100張以上）及び音響・照明設備を使用したステージイベントの運営を受託した実績を有すること。
- (8) 「せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
 委員長：生活文化政策部長 渡邊 謙吉
 委員：市民活動推進課長 伊藤 祐二
 区民健康村・ふるさと・交流推進課長 森田 太
 砧総合支所地域振興課長 松岡 敏幸

6. 実施要領兼説明書の交付方法

- (1) 交付期間
令和7年12月22日（月）午前9時から令和8年1月7日（水）午後5時まで
- (2) 交付場所
世田谷区ホームページまたは下記「15.担当」窓口
- (3) 交付方法
世田谷区ホームページからのダウンロードまたは窓口にて希望者に直接無償交付。
なお、窓口での交付は、期間中の平日午前9時から午後5時までとし、土日・祝休日はホームページのみとする。（世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→暮らし・手続きにて公開）

7. 参加表明書の提出内容及び方法

- (1) 提出内容 ※文字サイズは11ポイント以上とすること。
 - ① 参加表明書（法人概要・過去10年間の類似事業実績。様式1）・・・1部
※様式1の添付可。ただし用紙の大きさはA4判とする。

- ② 事業者に関する書類・・・1部
- (ア) 決算書（直近3年分の財務諸表：貸借対照表、損益計算書）
- (イ) 法人の定款、規則その他これらに類する書類（最新のもの）
- (ウ) 登記事項証明書（発行年月日から3ヶ月以内） 写し可
- (エ) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（発行年月日から3ヶ月以内） 写し可
- (2) 提出期限
令和8年1月7日（水）午後5時（必着）
※持参の場合、土日・祝休日を除く
- (3) 提出方法
持参または郵送（書留、または配達記録郵便）による
- (4) 辞退
参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、**様式2「参加辞退書」**を提出すること。
- (5) 提出先
下記「15. 担当」あて

8. 参加表明書の審査と提案書提出者の選定・通知

- (1) 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- (2) 確認結果・招請通知は、全参加事業者あてに郵送にて通知する。
通知日時：令和8年1月9日（金）以降

9. 提案書及び事業者に関する書類の提出内容及び方法

- (1) 提出内容
- ① 提案書表紙（見本あり）
表紙にあて名「世田谷区」、タイトル、提出年月日、社名を記載する。
- ② 提案書（原本及び写し）
・様式任意、A4版で統一、文字サイズは11ポイント以上とする（注記等を除く）。
・法人名または明らかに法人名が推察される記述は、提案書の原本のみ記載し、写しには一切記載しないこと（黒塗り可）。
・下記（ア）～（オ）の内容を記載すること。
- (ア) 本業務全体に対する考え方及び運用計画
屋外での開催に加え、会場が複数存在することや、会場の特性、長期間にわたる設営・撤去期間、天候の変化等による影響を踏まえ、本業務を確実かつ安定的に遂行するための全体的な考え方
- (イ) 実施体制
本業務を受託した場合の体制（組織、構成員、役職、人数）及び、本業務の責任者と担当者（予定）の経歴

(ウ)本業務の進行管理の現実性

本業務の目的達成のために考えられるスケジュール、管理方法

(エ)緊急時対応

作業中における人身事故、物損事故等により危険性が生じた場合の対応や、荒天時や地震、火災等の災害が発生した場合の区との協力体制

(オ)研修実績

事故の未然防止や安全管理体制の構築に向け、日頃から行っている危機管理・安全教育等

③ 見積書（A4版、両面刷）

- ・見積金額は、消費税を含めた総価を記入するとともに税額も表記すること。また、見積金額の内訳として、経費等の内容が分かるものとすること。
- ・人件費においてはその単価、人数がわかるように記載すること。

提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時

(1) 提出方法

メールまたは電子申請サービス（Logo フォーム）にてPDFデータを提出
<https://logoform.jp/form/JqMJ/1237337>

(2) 提出先

下記「15. 担当」あて

10. 質問の受付及び回答方法

(1) 質問方法

文書（書式自由、ただし規格はA4判）により、電子メール（必ず着信を確認すること）の方法とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

(2) 受付期間

令和8年1月12日（月）～16日（金）

(3) 質問先

下記「15. 担当」あて

(4) 質問回答方法

全提案書提出者に対し、令和8年1月21日（水）以降に電子メールにて回答する。

11. プrezentation・ヒアリングの実施内容

(1) 開催日

令和8年2月25日（水）（予定）

※招請日時は、令和8年1月9日（金）以降に郵送する招請通知に記載する。

(2) 会場

決まり次第、別途通知する。

(3) 条件

- ① プレゼンテーション・ヒアリングの参加人数は、3名以内とする。そのうち、本事業の窓口担当者を1名以上参加させること。
- ② 時間は、各事業者25分程度（説明10分、質疑応答15分）とする。
「説明」には準備時間を含む。ただし、パソコン、プロジェクター等の機器を使用する場合は、別途準備時間（最大5分）を認める。
- ③ 説明資料は提案書のほか、提案書の全部もしくは一部のパワーポイント、拡大映写、拡大印刷等も可とする（提案書に記載の範囲内）。ただし、説明用に編集し直す等の加工をしたもののは不可とする。
- ④ パソコン、プロジェクター等の機器を使用する場合は、各社で持参すること。なお、機器使用については、令和8年1月18日（水）午後5時までに「15. 担当」あてに連絡すること。
- ⑤ 上記④を使用する際のスクリーン・延長コードについては、1月18日（水）午後5時までに連絡した場合に限り、区からの貸与を認めるものとする。

12. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

提案書及び事業者プレゼンテーション・ヒアリングの審査結果を基に、下記の項目に従い、採点を行う。総合点の高い順に選定順位を決定する。

- (1) 本件の類似業務の受託実績（世田谷区、他自治体等での実績）
- (2) 本業務全体に対する考え方及び運用計画
- (3) 実施体制
- (4) 本業務の進行管理の現実性
- (5) 緊急時対応
- (6) 研修実績
- (7) 見積金額

13. 審査結果の通知期日及び方法

- (1) 結果通知日
令和8年2月26日（木）以降
- (2) 通知方法
各事業者に文書にて郵送

14. その他留意事項

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとともに、

虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。

- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。
- (5) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (6) 提案書の決定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法の提案を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の使用については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (8) 区は、選定した事業者について契約締結が不適当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (9) 審査終了後、参加者には評価基準ごとの合計点と順位を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「15. 担当」 あて。
- (15) 応募にあたり、知りえた情報については守秘義務を遵守すること。
- (16) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する事業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (17) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳しくは、「労働報酬下限額の適用についてのご案内」参照のこと。（記載されている金額等の情報は公告日時点のものであり、契約時には最新の労働報酬下限額を適用すること。）

15. 担当

世田谷区生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課 藤井・柴田

住所：〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

連絡先：03-6304-3593 FAX：03-6304-3714